1 -(1) 保育の必要性の認定

保育園等の利用を希望する場合は、練馬区に「保育の必要性」の認定を申請します。申請を受けた区は客観的基準(就労や疾病など保育を必要とする事由およびその事由により保育を必要とする時間等)に基づき、保育の必要性を認定します(申込みに必要な書類は、P.16~19を参照)。

保育の必要性が認定されても、必ずご希望の保育園等が利用できるわけではありません。

● 認定の申請について

認定区分	児童の年齢	対象の家庭	利用できる施設・事業
1号(教育標準時間認定)	3~5歳	教育を希望する世帯	幼稚園・認定こども園
2号 (保育認定)	3~5歳	保育を必要とする世帯	認可保育園・認定こども園 地域型保育事業
3号(保育認定)	0~2歳	保育を必要とする世帯	認可保育園・認定こども園 地域型保育事業

- 保育園等の利用申込書は、保育の必要性の認定の申請書も兼ねています。
- 児童の認定区分により利用できる施設・事業が異なります。保育認定は、児童の年齢により2号と3号に分かれます。 また、保育の必要性(事由、期間)、必要量についても認定します。
- 教育標準時間認定 (1号) で幼稚園等を利用する時は、入園する幼稚園等で認定の申請をしてください。

【保育認定の内容】

認定事由	有効期間	
就労	事由による必要な期間	
妊娠·出産	出産予定日の2か月前の月の初日から、出産日から起算して8週間を 経過する日の翌日が属する月の末日まで	
保護者の疾病・障害		
同居親族等の介護・看護	それぞれの事由による必要な期間	
災害復旧		
求職活動	3か月間	
就学	卒業または修了予定日が属する月の末日まで	
その他区長が必要と認める事由	保育を必要とする期間	

注 保育認定の有効期間は3年間を上限とし、2号認定は最長小学校就学前まで、3号認定は最長満3歳までとなります。3号認定は、満3歳以降は2号認定に切り替わります。切替えのための手続きは不要です。

保育必要量

保育標準時間(1日あたり最長 11時間)

保育短時間 (1日あたり最長8時間)

- 注 それぞれの家庭の就労実態等に応じて、保育を利用できる時間の上限を認定します。実際の利用時間は施設とご相談ください。
- 注 保育短時間認定の方が8時間を超えて利用した場合は、延長保育となります(P.36~38参照)。

2 教育・保育給付認定の有効期間について

- 教育・保育給付認定の有効期間は保育の利用可能期間と同じです。『教育・保育給付認定通知書』に記載された有効期間が切れる前に、必要な書類の提出がない場合は退園になります。
- 家庭の状況を確認するために、毎年1回、「現況調査」を行います。その際、『現況届』および保育を必要とする 状況を証明する書類(『就労証明書』等)を提出していただきます。

書類の提出がないときは退園になる場合がありますので、必ずご提出ください。

1 - ② 保育施設の分類

保育園には、「認可施設」と「認可外施設」があり、それぞれ申込み方法が異なります。 認可施設の詳細な情報については、別冊「保育園等一覧」を必ずご確認ください。

認可施設



区に申込み

認可外施設等

施設に直接申込み

認可保育園

区立保育園(直営園または運営業務委託園)・ 私立保育園

地域型保育事業

小規模保育事業・家庭的保育事業 (保育ママ) 事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業

認定こども園(2号利用)

認証保育所

企業主導型保育施設

ベビーホテル

私立幼稚園

ほか

	16-50 NK	NIV N/T TIL	1.1.5 (-1.5)	low-v-
申込先	施設・事業	事業類型	対象年齢	概要
練馬区	認可保育園		生まれた日を 含めて 58日目 ~ 5歳児クラス	○区立保育園(直営園と運営業務委託園)と私立保育園があります。○基本保育時間は11時間以内です(月齢が低いうちは保育時間の限度が8時間となる園もあります)。○延長保育を実施する園もあります。休園日は、日曜日・祝休日・年末年始です。
		小規模 保育事業	生まれた日を 含めて 58日目 ~ 2歳児クラス	○定員6~19人で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を行います(A型およびB型は、職員配置基準および保育室の面積基準を満たしている場合の定員は22人となることがあります)。 ○基本保育時間は11時間以内です(月齢が低いうちは保育時間の限度が8時間となる施設もあります)。 ○延長保育を実施する施設もあります。休園日は、日曜日・祝休日・年末年始です。
	地域型保育事業	家庭的 保育事業 (保育ママ)		 ○定員3~5人で、家庭的な雰囲気のもと、保育を行います。 ○基本保育時間は8時間以内です。8時間を超えた場合は延長料金がかかります(延長保育を実施していない保育ママもあります)。 ○休園日は、日曜日・祝休日・年末年始です。土曜日保育については、各保育ママにより実施状況が異なります。そのほか、年間25日程度の休日をとることがあります。 ○食物アレルギー等の対応については、一部の保育ママのみ実施しています。 ○給食の提供については(P.27~28)をご参照ください。
		事業所内保育事業		○事業所内の施設において、事業所の従業員の児童のほか、 地域の保育を必要とする児童の保育を行います。 ○基本保育時間は 11 時間以内です。休園日は、日曜日・ 祝休日・年末年始です。
		居宅訪問型保育事業	生まれた日を 含めて 58日目 ~ 5歳児クラス	○ 利用者の自宅に保育者を派遣し、1 対1の保育を行う事業です。 「一般児向け」と「障害児向け」の2種類の事業があります。 ○ 「一般児向け」の基本保育時間は11時間以内です。休園日は日曜日、祝休日、年末年始です。 ○ 「障害児向け」は、障害や疾病などにより、個別のケアが必要で、集団保育が著しく困難である児童を対象としています。

申込先	施設・事業	対象年齢	概要
練馬区	認定 こども園 (2号利用)	3~5歳児 クラス	 教育と保育を一体的に行う施設です。教育に加え、保育の利用(2号利用)が可能です。 園の雰囲気や理念等を十分に理解したうえで申込みをしていただきたいという考えから、事前の見学を強くおすすめしています。見学をご希望の際は、各認定こども園まで直接お問い合わせください。 保育園等とは申込み方法や締切日が異なることもあります。お申込みの際は、保育課入園相談係または各認定こども園へ必ずお問い合わせください。また、10月初旬に練馬区ホームページで募集のお知らせを公開する予定です。 認定こども園(2号利用)の利用申込みについて 注 教育標準時間認定(1号)での入園をご希望の場合は、各認定こども園へ直接お問い合わせください。
各施設	私立幼稚園	3~5歳児 クラス	 私立幼稚園では特色を生かした運営を行います。教育や遊びについての考え方、申込み方法、定員、保育料、バス送迎や給食提供の有無などは、園ごとに異なります。 私立幼稚園の全園で預かり保育を実施しています。 預かり保育を、通年(夏・冬・春休みも含む)で9~11時間保育を実施する私立幼稚園を「練馬こども園」に認定しています。 「練馬こども園」の一部の施設では、1~2歳児クラスの受入れを行っています。 私立幼稚園(練馬こども園を含む)への入園を希望する場合は、園に直接お申込みください。 練馬区では申込みを受け付けていません。
各施設	認可外保育 施設 (認証保育 所、企業主 導型保育施 設など)		 練馬区では申込みを受け付けていません。各施設に直接お申込みください。 定員、対象児童、開所時間などは施設により異なります。 詳細は「ねりま区内のほいく情報」をご覧のうえ、各施設へ直接お問い合わせください。 認証保育所については、練馬区ホームページにて一覧と空き状況を公開しています。 認証保育所一覧 ねりま区内の および空き状況

- この「保育利用のご案内」では、利用調整の対象となっている認可保育園および地域型保育事業を総称して「保育園等」と表記しています。区立・私立の区別が必要なときは「区立保育園」「私立保育園」と表記しています。
- 受入可能年齢は園により異なります。申込みの際は必ず受入可能年齢をご確認ください。
- ねりま区報および練馬区ホームページにて、保育園等に関するお知らせを掲載していますので、ご覧ください。



